

助成を受けるには事前申請が必要です。

# 杉並区屋上・壁面緑化助成制度

平成 14 年 10 月 1 日から、屋上・壁面緑化助成制度が始まりました。

この制度は、みどりの保護と育成を積極的に推進し、ヒートアイランド現象及び都市型水害などの都市環境を緩和し、潤いのある空間を創出するために、屋上及び壁面緑化の推進を目的としています。屋上・壁面緑化助成をご希望の方は工事着手前に、ご相談ください。

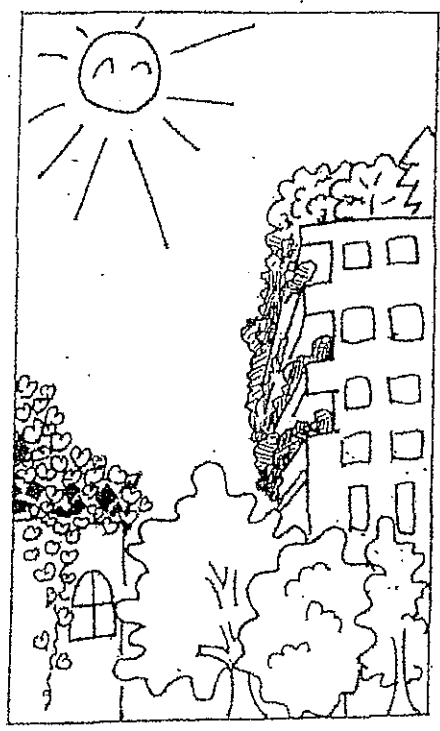
## 屋上緑化の効果

屋上緑化を行うと、次の効果があるといわれています。

- 無機質な都市景観を和らげる効果
- ヒートアイランド現象を緩和する効果
- 地球温暖化を防止する効果
- 雨水を一時貯留する緑のダム効果
- 多様な生物の生存を支える効果
- 大気汚染を緩和する効果

## 屋上・壁面緑化の定義

屋上緑化	建築物の屋上（建築部の陸屋根部分で、人の出入り及び利用可能な部分又は傾斜屋根）又はベランダの全部又は一部に緑化区画を設けて樹木等を植栽したものをいう。
壁面緑化	建築物の壁面に原則として補助器具等（ネットなど）を設置し、つる性植物を這わせたもの又は樹木を壁に沿わせて仕立てたものをいう。



## 助成の対象

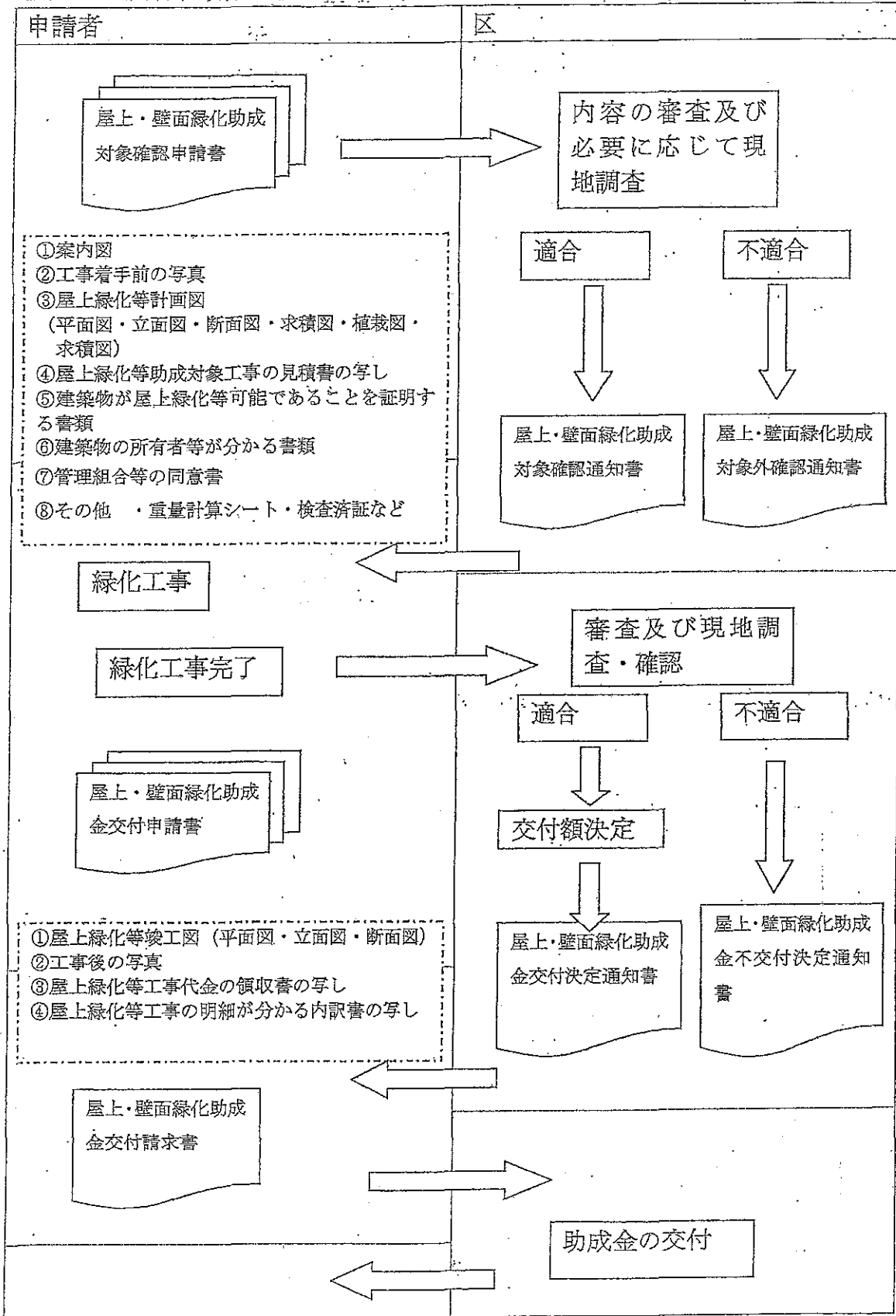
杉並区内で屋上又は壁面を緑化する建築物の所有者（又は管理者）が対象になります。ただし、次に該当する方は除きます。

- ①国、地方公共団体その他これに準ずる団体
- ②他の制度で屋上緑化等関連助成を受ける者
- ③本要綱の助成を受け、助成を受けた日から5年未滿の者
- ④開発行為に伴う緑地の設置義務や緑化指導など、法令、条例及び規則等により緑化関連施設の設置を求められる行為を行なう者（屋上緑化等の義務付けされた面積の範囲を超えて行なう者を除く。）

## 助成の要件

- ①新たに屋上緑化等を行なう者であること。ただし、すでに屋上緑化等がされている場所の全面的な改修を行う場合も含まれます。
- ②屋上緑化等を施す建築物が、建築基準法その他の法令等に適合するもので、屋上緑化が可能なが確認されていること。
- ③緑化区画又は壁面緑化部分の面積が、3㎡以上であること。
- ④法令、条例及び規則等により屋上緑化等の義務付けがある場合、その面積を超えた部分であること。

屋上・壁面緑化助成の流れ



杉並区都市整備部公園緑地課みどりの事業係

電話 03-3312-2111

内線 3595・3596

○杉並区屋上・壁面緑化助成金交付要綱

平成 14 年 9 月 30 日  
杉都公発第 240 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、みどりの条例(昭和 48 年条例第 24 号。以下「条例」という。)第 2 条に基づき、みどりの保護と育成を積極的に推進し、ヒートアイランド現象及び都市型水害などの都市環境を緩和し、潤いのある空間を創出するために、屋上緑化及び壁面緑化(以下「屋上緑化等」という。)に要する経費の一部を助成することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋上緑化 建築物の屋上(建築部の陸屋根部分で、人の出入り及び利用可能な部分又は傾斜屋根)又はベランダ(以下「屋上」という。)の全部又は一部に緑化区画を設けて樹木等を植栽したものをいう。
- (2) 壁面緑化 建築物の壁面に原則として補助器具等(ネットなど)を設置し、つる性植物を這わせたもの又は樹木を壁に沿わせて仕立てたものをいう。
- (3) 緑化区画 植栽の基盤で植え込み地のことをいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成を受けることができる者は、区内に建築物を所有し、又は管理する者(以下「所有者等」という。)のうち、屋上緑化等を行う者とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体
- (2) 他の制度で屋上緑化等関連助成を受ける者
- (3) 本要綱の助成を受け、助成を受けた日から 5 年未満の者
- (4) 開発行為に伴う緑地の設置義務や緑化指導など、法令、条例及び規則等により緑化関連施設の設置を求められる行為を行なう者(屋上緑化等の義務付けされた面積の範囲を超えて行なう者を除く。)

(助成金の交付要件)

第 4 条 助成金の交付は、次の各号の要件を満たした場合に行うものとする。

- (1) 新たに屋上緑化等を行なう者であること。ただし、すでに屋上緑化等がされている場所の全面的な改修を行う場合も含む。
- (2) 屋上緑化等を施す建築物が、建築基準法その他の法令等に適合するもので、屋上緑化が可能なが確認されていること。
- (3) 緑化区画又は壁面緑化部分の面積が、3 平方メートル以上であること。
- (4) 法令、条例及び規則等により屋上緑化等の義務付けがある場合、その面積を超えた部分であること。

(助成の基準)

第 5 条 助成の対象となる緑化の基準は別表第 1 のとおりとする。

(助成金の額)

第 6 条 助成金の額は、別表第 2 に掲げる額とする。ただし、助成金の交付総額は、当該年度の予算の範囲内とする。

(助成対象の確認)

第 7 条 助成を受けようとする者は、緑化工事に着手する前に、屋上・壁面緑化助成対象確認申請書(第 1 号様式)に次に掲げる書類等を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 工事着手前の写真

- (3) 屋上緑化等計画図(平面図・立面図・断面図)
- (4) 屋上緑化等助成対象工事の見積書の写し
- (5) 建築物が屋上緑化等可能であることを証明する書類
- (6) 建築物の所有者等が分かる書類
- (7) 管理組合等の同意書
- (8) その他区長が必要と認めるもの

2 区長は、前項により申請があったときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査により、助成対象になることを確認したときは、屋上・壁面緑化助成対象確認通知書(第2号様式)により、また助成対象にならないことを確認したときは、屋上・壁面緑化助成対象外確認通知書(第3号様式)により助成を受けようとする者に通知するものとする。

3 区長は、助成対象になることを確認したときは、助成の目的を達成するために条件を付すことができる。

(助成金の交付申請)

第8条 前条第2項により助成対象になる確認を受けた者(以下「確認を受けた者」という。)は、屋上緑化等の工事が完了したときは、速やかに屋上・壁面緑化助成金交付申請書(第4号様式)に次に掲げる書類等を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 屋上緑化等竣工図(平面図・立面図・断面図)
- (2) 工事後の写真
- (3) 屋上緑化等工事の領収書の写し
- (4) 屋上緑化等工事の明細が分かる内訳書の写し

(助成交付額の決定)

第9条 区長は、前条による申請があったときは、当該申請にかかる書類等を審査するとともに現地調査を行ったうえで、助成金交付の可否及び交付額を決定するものとする。

2 区長は、前項により助成金の交付決定をした時は、屋上・壁面緑化助成金交付決定通知書(第5号様式)により、また助成金の不交付を決定した時は、屋上・壁面緑化助成金不交付決定通知書(第6号様式)により、確認を受けた者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第10条 前条第2項により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに屋上・壁面緑化助成金交付請求書(第7号様式)を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項により請求があったときは、助成金を交付する。

(助成金に関する調査等)

第11条 区長は、助成金に関して必要と認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は職員をして調査させることができる。

(交付決定の取消し)

第12条 区長は、交付決定者が次の各号の一に該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 第4条の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 区長の付した条件又は本要綱に違反したとき。

(助成金の返還)

第13条 区長は、前条の規定により、助成金の交付決定を取り消した場合において、助成対象事業の当該取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

別表第1(第5条関係) 助成基準

屋上緑化面積	緑化区画の面積(樹木及び地被植物と一体となる水面も含む。)
壁面緑化面積	補助器具等を使用した場合 補助器具等の面積 補助器具等を使用しない場合 壁面脇の緑地帯及び植栽樹(容量50リットル以上)の延長につる性植物等の高さを乗じた面積。ただし、つる性植物等を高さが1m未満の場合は1mとして算出することができる。

別表第2(第6条関係) 助成金の額

種別	対象工事	算出単位	助成基準単価	助成限度額	適用
屋上緑化	○防水、防根・ 灌水・排水施 設等基盤整備 に要した経費 ○土壌等植栽 基盤に要した 経費 ○植栽経費 ○プランター(1 基50リットル 以上)に要した 経費	緑化区画 の面積 ( $m^2$ )	20,000円/ $m^2$	屋上緑化と 壁面緑化を あわせて 1,000,000 円	○算出単位は小数 点以下第二位を切 り上げ、第一位まで とする。 ○助成金の額 ・屋上緑化 助成基準単価に緑 化区画の面積を乗 じて得た額と助成 対象工事の実費の 2分の1のいずれ か小さい額 ・壁面緑化 助成基準単価に壁 面緑化部分の面積 を乗じて得た額と助 成対象工事の実費 の2分の1のいづ れか小さい額
壁面緑化	○建築物の壁 面をつる性植 物等で緑化す る植栽経費 ○植物の根が 壁面を侵食す るのを防ぐた めにネット等を 設置する場合 の経費 ○樹木の枝葉 を誘引するた めの補助資材 を設置するた めの経費	壁面緑化 部分の面 積( $m^2$ )	5,000円/ $m^2$		

第1号様式 (第7条関係)

平成 年 月 日

杉並区長あて

申請者 住所  
氏名  
電話番号 印

### 屋上・壁面緑化助成対象確認申請書

杉並区屋上・壁面緑化助成金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

施行場所	杉並区	丁目	番	号
建築物所有者等	住所			
	氏名			
緑化面積	屋上		1 m <sup>2</sup> あたりの計画荷重	
		m <sup>2</sup>		kg
	壁面	m <sup>2</sup>		
緑化工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
添付書類等	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 工事着手前の写真 <input type="checkbox"/> 屋上緑化等計画図 (平面図・立面図・断面図) <input type="checkbox"/> 屋上緑化等助成対象工事の見積書の写し <input type="checkbox"/> 建築物が屋上緑化等可能であることを証明する書類 <input type="checkbox"/> 建築物の所有者等が分かる書類 <input type="checkbox"/> 管理組合等の同意書 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
備考				

第2号様式 (第7条関係)

第 号  
平成 年 月 日

様

杉並区長

印

### 屋上・壁面緑化助成対象確認通知書

平成 年 月 日付で提出された屋上・壁面緑化助成対象確認申請については、下記のとおり対象となることを確認しましたので通知します。

#### 記

施行場所	杉並区	丁目	番	号
建築物所有者等	住所			
	氏名			
緑化面積	屋上			m <sup>2</sup>
	壁面			m <sup>2</sup>
緑化工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
緑化条件				
備考				

- (1) 助成対象工事の内容を変更するとき、又は中止しようとするときは、事前に届け出てください。
- (2) 工事が完了したときは、以下の書類を添えて屋上・壁面緑化助成金交付申請書（第4号様式）を提出してください。
  - ①屋上緑化等竣工図（平面図・立面図・断面図）
  - ②工事後の写真
  - ③屋上緑化工事の領収書の写し
  - ④屋上緑化等工事の明細が分かる内訳書の写し
- (3) 助成金の額は、助成金交付申請書が提出された後、書類審査及び現地調査を行ったうえで確定します。なお、工事を中断又は一部完了した場合には、原則として、助成金のお支払いはできません。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消す事があります。
  - ①偽り、その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
  - ②第4条の要件(助成金の交付要件)を満たさなくなったとき。
  - ③区長の付した条件又は本要綱に違反したとき。

第3号様式(第7条関係)

平成 年 月 日  
第 号

様

杉並区長 印

### 屋上・壁面緑化助成対象外確認通知書

平成 年 月 日付けで提出された屋上・壁面緑化助成対象確認申請については、  
下記の理由により助成対象外と決定したので通知します。

記

施行場所	杉並区	丁目	番	号
建築物所有者等	住所			
	氏名			
理由				



第4号様式(第8条関係)

平成 年 月 日

杉並区長あて

住所  
申請者 氏名 印  
電話番号

### 屋上・壁面緑化助成金交付申請書

杉並区屋上・壁面緑化助成金交付要綱に基づく助成金を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 施行場所 杉並区 \_\_\_\_\_ 丁目 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_ 号

2. 緑化面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

3. 緑化工事期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

4. 緑化工事に要した経費

金 \_\_\_\_\_ 円

(内訳)

5. 施工業者 住所  
業者名

6. 添付書類 ①屋上・壁面緑化竣工図(平面図・立面図・断面図)  
②工事後の写真  
③屋上緑化等工事の領収書の写し  
④屋上緑化等工事の明細が分かる内訳書の写し

第5号様式 (第9条関係)

第 号  
平成 年 月 日

様

杉並区長

印

### 屋上・壁面緑化助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで提出された屋上・壁面緑化助成金交付申請にかかわる助成金については、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

#### 記

施行場所	杉並区	丁目	番	号
建築物所有者等	住所			
	氏名			
緑化面積	屋上			m <sup>2</sup>
	壁面			m <sup>2</sup>
助成金額	交付額			円
	内訳			
備考				

※ この通知を受けた方は、速やかに屋上・壁面緑化助成金交付請求書 (第7号様式) を提出してください。

第6号様式 (第9条関係)

平成 年 月 日  
第 号

様

杉並区長 印

### 屋上・壁面緑化助成金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで提出された屋上・壁面緑化助成金交付申請については、  
下記の理由により助成金不交付と決定したので通知します。

#### 記

施行場所	杉並区	丁目	番	号
建築物所有者等	住所			
	氏名			
理由				

第7号様式(第10条関係)

平成 年 月 日  
第 号

杉並区長あて

住所  
申請者氏名  
電話番号  
印

### 屋上・壁面緑化助成金交付請求書

平成 年 月 日付で通知のあった屋上・壁面緑化助成金について、  
下記のとおり請求します。

記

施行場所	杉並区	丁目	番	号
建築物所有者等	住所			
	氏名			
緑化面積	屋上			m <sup>2</sup>
	壁面			m <sup>2</sup>
助成金額	交付額	円		
	内訳			
備考				